

( 務 ) 第 3 号  
平成 1 2 年 3 月 1 5 日

本 部 各 部 課 長  
各 警 察 署 長 殿

項目コード	A 0 0 0 0
保存期間	3 0 年
廃棄年月日	平成 4 4 年 1 月 1 日
担当係	組織法制係

三 重 県 警 察 本 部 長

三重県警察本部訓令等に用いる性別呼称及び表記に関する訓令の制定について（例規通達）

この度、三重県警察本部訓令等に用いる性別呼称及び表記に関する訓令（平成 1 2 年三重県警察本部訓令第 2 号）を制定し、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行することとしたが、訓令制定の趣旨及び運用上の留意事項は次のとおりであるので、誤りのないようにされたい。

#### 記

##### 1 制定の趣旨

昨今の女性差別撤廃の気運と相まって、女性に対する性別呼称及び表記についても従来の「婦人」から「女性」とする傾向が顕著になっていることにかんがみ、本県警察においても従来の「婦人」及び「女子」から「女性」という性別呼称及び表記に変更するとともに、男性に対しても「男子」から「男性」とし、表現の均衡を図ったものである。

##### 2 運用上の留意事項

訓令本文中「原則的に」とあるのは、本県警察の発出する文書等において、対象関係機関、対象者の年齢等の条件により、従来の性別呼称及び表記を使用することを拒むものではないことを意味している。